

松川町  
重層的支援体制整備事業  
実施計画（案）

2026（令和8）年3月  
松川町保健福祉課

## 目次

1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 事業の目的・目標.....	2
3. 計画の位置づけ・基本方針 .....	3
4. 計画期間および評価方法.....	4
5. 計画策定にかかる経緯.....	4
6. 事業計画.....	5
7. 重層的支援体制整備事業の推進体制.....	13

## 1. 計画策定の趣旨

### (1) 社会福祉情勢の変化

人口減少社会の到来、家族や社会的つながりの希薄化により、地域社会は大きな転換期を迎えつつあります。かつては「終身雇用」など、日本的と言われる社会経済の仕組みの中で、社会福祉制度においても、支える側と支えられる側を固定的に捉えた典型的な要因を想定して、高齢者、障がい者、子どもなど、対象者ごとに法的な支援制度が整備されてきました。

しかしながら、昨今では個人や世帯で様々な課題が複雑に絡み合う事例がみられるようになり、従来の縦割りの制度では対応が困難なケースが増加してきています。

こうした地域生活課題解決のため、全世代型の社会保障への転換と、様々な課題解決の主体として、自活力の強化が必要となってきます。

日本の寿命は世界トップクラスであり、今後さらに延伸することが予想されています。「人生100年時代」を迎える中で、子どもから高齢者まで、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会、多様性が尊重される社会を創っていく必要があります。

一方、人口減少や高齢化が進み、地域の担い手不足が深刻化することや、社会経済状況の変化の中で引きこもりの長期化や介護離職などにより、「8050問題」「ヤングケアラー」にみられるような複合的な課題を抱えた世帯や、社会的な孤立状態を余儀なくされている人が増加しています。

加えて大規模災害の頻発化やその要因と言われる気候変動の深刻化、さらには新型ウイルスの世界的な感染拡大、ロシアによるウクライナ侵攻などによる国際情勢の激変とこれに伴う物価高騰など、様々な危機が複合的に訪れ、先を見通すことが難しい時代を迎えています。

### (2) 社会福祉法の改正

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、社会福祉法の改正が行われ、平成30年4月1日から施行されています。

社会福祉法では、市町村における包括的な支援体制の整備に関する条項が新設され、「住民に身近な圏域で」地域力を強化するための環境整備を行うこと、そこで明らかになった地域生活課題を受け止める相談体制の整備が明記されました。

社会福祉法第4条では、地域住民等（地域住民のほか、社会福祉法人等の事業者や、民生児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体など）は、地域福祉の推進

にあたっては、地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携により解決を図るよう留意するものとされました。

社会福祉法第6条では、地域福祉推進に向け、地域住民だけではなく、国及び地方公共団体においても、地域住民等が地域生活課題を把握し、解決を図ることを促進するための施策、その他の地域福祉の推進のための措置を講じなければならないとされ、地域福祉の推進にあたっての行政の責務が明記されるとともに、地域の力と公的な支援体制により地域福祉を推進していくことが求められています。

さらに、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により、「重層的支援体制整備事業」が社会福祉法に明記されるなど、市町村域における専門的相談機関の協働の推進に、重層的に取り組むことの必要性が増しています。

### （3）計画策定の背景

当町においては、人口約12,000人の小規模自治体であり、高齢化率は36.3%と全国平均を大きく上回っています。また、単身世帯や社会的孤立の状態にある住民、ひきこもり等複合的な課題を抱える世帯も増加している状況です。一方で、出生数は年々減少傾向にあり、少子化が加速しています。こうした人口構造の変化は、地域福祉体制の維持や地域コミュニティ機能の低下に影響を及ぼしています。

令和7年度からスタートした第6次松川町総合計画においては、「1.子育て」「2.しごとづくり」「3.移住・定住」を重点目標に掲げ、地域の持続可能性を見据えたまちづくりが進められています。その中で、町民一人ひとりが排除されず、支え合いながら暮らし続けられる環境整備は重要な柱であり、本事業はその実現に寄与するものです。

本計画は、住民の抱える複雑化・多層化する生活課題に対応し、制度の狭間にある住民を含め、誰もが必要な支援につながる地域共生型の支援体制を整備することを目的として策定します。

## 2. 事業の目的・目標

### （1）目的

本事業は、高齢者、障がい者、こども・子育て世帯、生活困窮者、ひきこもり当事者など、従来の制度や分野が縦割りとなっている支援領域を越え、誰もが必要な支援にアクセスできる包括的な支援体制の構築を目的とするものです。特に、制度の狭間にいる人々や複合的な課題を抱える世帯に対して、途切れのない相談支援・参加支援・地域づくり支援を展開し、地域における安心とつながりを再生する仕組みを整備します。

また、本事業は、国が掲げる「2040年を見据えた地域共生社会の実現」に向け、住民同士が支え合い、地域として課題を解決できる持続可能な仕組みを構築することを目指します。

## (2) 目標

- ・誰もが相談しやすく断らない地域の相談体制の構築
- ・地域住民同士のつながりや参加の促進
- ・支援機関間の連携強化による支援の質向上
- ・支援が必要な住民の孤立防止および生活再建支援

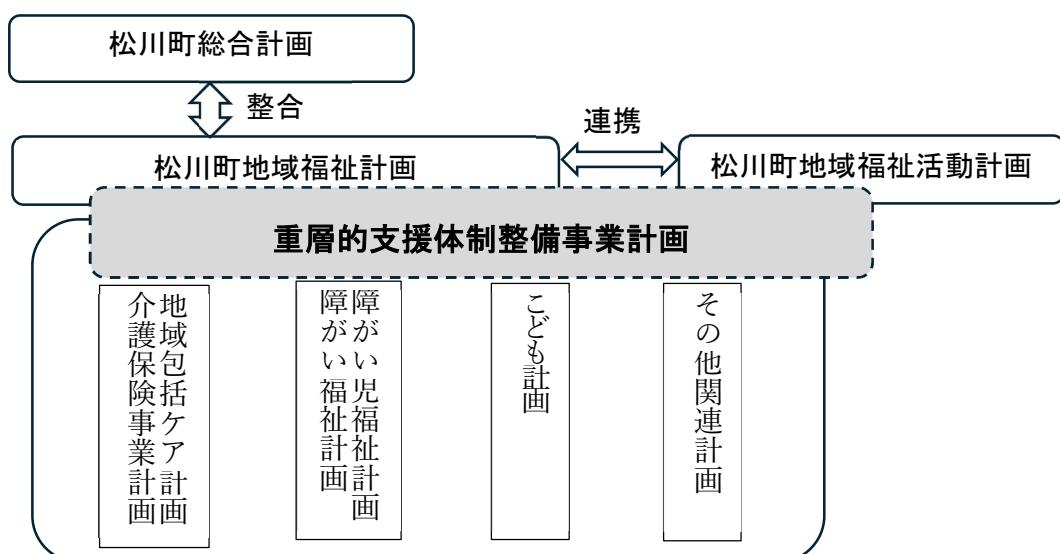
## 3. 計画の位置づけ・基本方針

### (1) 計画の位置づけ

本計画は、松川町第6次総合計画及び第1期松川町地域福祉計画との整合性を図りながら策定するものであり、町の将来像である「地域に暮らす誰もが孤立せず、互いに支え合いながら安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現」を支える中核的計画として位置付けます。また、当町の福祉関連計画（介護保険事業計画・地域包括ケア計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、こども計画等）との連携を図り、制度の縦割りを超えた包括的な支援体制の構築を推進します。

### (2) 基本方針

- ・住民主体の支援と地域共生社会の推進
- ・制度横断型の包括的支援体制の整備
- ・支援の連続性と伴走型支援の確立
- ・関係機関・地域団体との協働とネットワークづくり
- ・評価と改善による事業の質向上



## 4. 計画期間及び評価方法

### (1) 計画期間

本計画の期間は、松川町第6次総合計画及び第1期松川町地域福祉計画との整合性を踏まえ、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

なお、本事業は社会福祉法第106条の5の規定に基づき実施するものであり、地域状況や制度改正等に応じ、必要に応じて計画内容を見直すものとします。

計画	2025	2026	2027	2028	2029
	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
松川町総合計画					
松川町地域福祉計画					
重層的支援体制整備事業計画		→	→	→	→

### (2) 評価方法

年度評価：進捗状況や課題を整理し翌年度に反映する。

最終評価（令和11年度）：成果及び課題を整理し次期計画へ継承する。

## 5. 計画策定にかかる経緯

当町における現状と課題を整理し、関係機関等と意見交換や学習会を行いました。

年度	会議名	参加者
令和4	重層的支援体制整備事業計画担当者会	県社協・町担当者
令和5	地域共生のまちづくり学習会	一般
	重層的支援学習会	町担当者
令和6	福祉を考える集会（住民説明）	福祉関係職・一般
	地域共生社会実現のためのプログラム	町職員
令和7	地域共生社会に向けて講演会	議員・事業所・町職員

## 6. 事業計画

重層的支援体制整備事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。

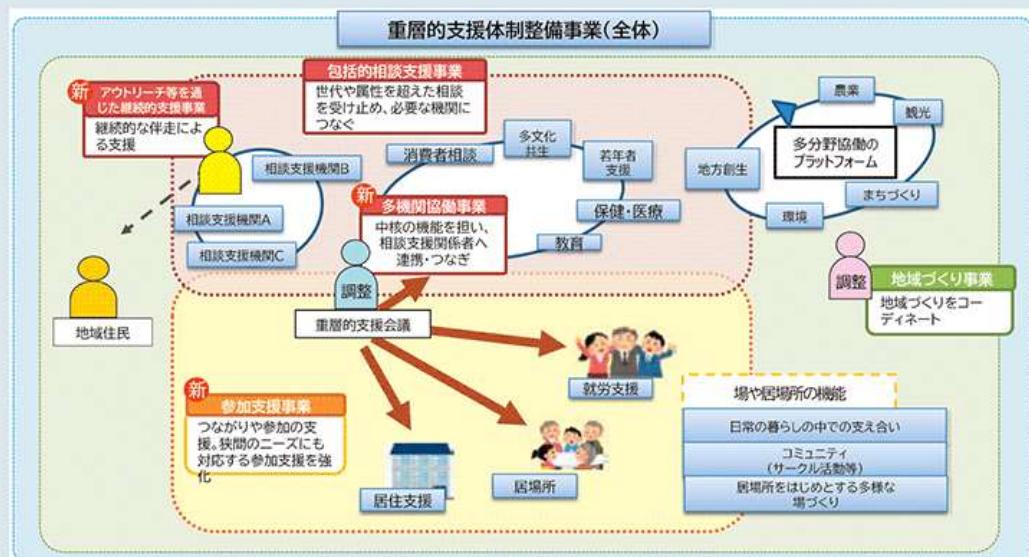
社会福祉法第106条の4第2項に規定し、下記表の上段3つの支援を第1～3号に規定し、それを支える事業として第4号以降を規定しています。

事業名	内容	担当者
1. 包括的相談支援事業 社会福祉法第106条の4第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"><li>属性や世代を問わず包括的に相談を受ける</li><li>支援機関のネットワークで対応</li><li>複合化した課題は多機関協働事業につなぐ</li></ul>	重層支援コーディネーター
2. 参加支援事業 社会福祉法第106条の4第2項第2号	<ul style="list-style-type: none"><li>社会とのつながりを作るための支援</li><li>利用者のニーズを踏まえたマッチング</li><li>本人への定着支援と受け入れ先の支援</li></ul>	地域共生コーディネーター
3. 地域づくり事業 社会福祉法第106条の4第2項第3号	<ul style="list-style-type: none"><li>世代等を超えて交流できる場を整備する</li><li>交流・参加の機会を生み出すコーディネートをする</li><li>地域活動の活性化を図る</li></ul>	地域活性化コーディネーター
4. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 社会福祉法第106条の4第2項第4号	<ul style="list-style-type: none"><li>支援が届いていない人に支援を届ける</li><li>ネットワークの中から潜在的な相談者を見つける</li><li>本人との信頼関係の構築に向けた支援</li></ul>	重層支援コーディネーター
5. 多機関協働事業 社会福祉法第106条の4第2項第5号	<ul style="list-style-type: none"><li>市町村全体で包括的な相談支援体制を構築</li><li>重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li><li>支援関係機関の役割分担を図る</li></ul>	多機関協働コーディネーター

事業の構成を推進するために、高齢、障がい、こども、生活困窮の分野を超えた相談支援体制と住民主体の課題解決体制の構築を目指すために、下図の対象事業のとおり事業を実施します。

		機能	対象事業
第1号 社会福祉法第106条の4 第2項第1号	ア	包括的相談支援事業	【高齢】地域包括支援センターの運営
	イ		【障がい】障がい者相談支援事業
	ウ		【こども】利用者支援事業
	エ		【生活困窮】自立相談支援事業
第2号 社会福祉法第106条の4第2項第2号		参加支援	既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズへの対応
第3号 社会福祉法第106条の4 第2項第3号	ア	地域づくり事業	【高齢】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	イ		【高齢】生活支援体制整備事業
	ウ		【障がい】地域活動支援センター事業
	エ		【こども】地域子育て支援拠点事業
	オ		【生活困窮】生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号 社会福祉法第106条の4第2項第4号		アウトリーチ	訪問等により継続的につながり続ける機能
第5号 社会福祉法第106条の4第2項第5号		多機関協働	世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能
第6号 社会福祉法第106条の4第2項第5号		支援プラン作成	※多機関協働と一体的に実施

図表3-2-3 重層的支援体制整備事業の概要



資料：厚生労働省社会・援護局作成

### (1) 包括的相談支援事業（第1号）

本事業は、高齢、障がい、こども、生活困窮の分野の既存の相談支援機関が地域の様々な関係機関と連携を図りながら、相談者の世代や属性を超えた包括的な相談支援を実施します。また、世帯全体の複合的な生活課題や制度の狭間にある問題には、関係機関や地域住民等と連携して、包括的な相談支援体制を整備します。

#### ア 地域包括支援センター運営事業【高齢】

担当課	保健福祉課（包括支援係）
事業内容	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプラン作成などの様々な支援を行う。
主たる支援対象者	65歳以上の高齢者等
実施方式	直営
実施場所	保健福祉課

#### イ 障がい者相談支援事業【障がい】

担当課	保健福祉課（福祉係）
事業内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第2条に基づき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等、必要な支援を行うとともに、対象者に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の対象者の権利擁護のために必要な援助を行う。
主たる支援対象者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、または発達障がい者やその家族及び介護を行うもの
実施方式	直営・委託
実施場所	・保健福祉課 ・地域活動支援センターあすなろ ・松川障がい者相談支援センター ・飯伊圏域障がい者総合支援センター

## ウ 利用者支援事業【こども】

担当課	保健福祉課（こども家庭センター係・保健予防係）
事業内容	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。</p> <p><b>【こども家庭センター係】</b></p> <p>「こども家庭センターガイドライン」（令和6年3月30日付けこ成母第142号、こ支援第147号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）に基づき業務を行うものとし、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊娠婦及び乳幼児の健康の補助及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもとその家庭（妊娠婦を含む）に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的支援を切れ目なく実施する。</p> <p><b>【保健予防係】</b></p> <p>母子保健に関する様々な相談に対応する。</p> <p>必要に応じ関係機関と連絡調整を行いながら細やかな支援を行う。</p>
主たる支援対象者	町内在住のすべてのこどもとその家庭（妊娠婦含む）
実施方式	直営
実施場所	保健福祉課

## エ 自立相談支援事業【生活困窮】

担当課	保健福祉課（福祉係）
事業内容	一時的な相談支援として、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び、助言、県との連絡調整、自立支援事業の利用勧奨その他の必要な援助等を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。
主たる支援対象者	生活困窮者を中心に、社会的に孤立する者等
実施方式	直営・委託
実施場所	保健福祉課

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハナブサハウス</li> <li>・下伊那福祉事務所</li> <li>・まいさぽ下伊那</li> </ul>
--	---

## (2) 参加支援事業（第2号）

参加支援は、複雑化・複合化しているような既存の制度では支援が困難な事例について、相談支援を通して対応する方のニーズを把握し、地域の活動等につなげ、定着していくよう地域共生コーディネーターを中心に各分野の専門的な相談機関などと連携し、社会的孤立防止への取り組みを行います。

担当課	教育委員会事務局（地域共生係）
事業内容	相談支援で掘り起こされた対象者について、地域共生コーディネーター等と連携し、地域への参加ができるようつなげる。また、地域で活動できる事業等を把握し、社会参加の受け皿を整備する。
主たる支援対象者	相談支援による支援対象者
実施方式	直営
実施場所	町内全域

## (3) 地域づくり事業（第3号）

既存の地域づくり関係の事業の取り組みを活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的としています。世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を確保し、健康づくりや生きがい、多世代交流、就労、子育て支援などの多様な活動と人とをコーディネートすることにより、支え合いの地域づくりに取り組みます。

### ア 地域介護予防活動事業【高齢】

担当課	保健福祉課（包括支援係）
事業内容	<p>憩いのサロンなど住民主体による定期的な利用が可能な自主的な通いの場づくりを支援するとともに、自主的な通いの場が継続できるよう、介護予防に関する知識技能を持った講師を派遣する。</p> <p>1 コミュニティ・カフェ 2 オレンジカフェ 3 体操教室</p>

活動の対象	65歳以上の高齢者等
実施方式	直営・委託
実施場所	町内全域

#### イ 生活支援体制整備事業【高齢】

担当課	保健福祉課（包括支援係）
事業内容	<p>ボランティアやN P O、民間企業など多様な主体が生活支援や介護予防サービスを提供する体制の構築を目指し、生活支援等のサービスの資源開発や担い手の養成、地域のネットワーク形成などを行う生活支援コーディネーターを配置して、支え合いの地域づくりを推進する。</p> <p>目標：新たな協議体を作り、必要な人に必要な支援が行き届く体制整備を検討する。（第9期介護保険事業計画・地域包括ケア計画（令和6～8年度）より）</p>
活動の対象	地域住民
実施方式	委託
実施場所	町内全域

#### ウ 地域活動支援センター設置事業【障がい】

担当課	保健福祉課（福祉係）
事業内容	障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者等の通いによる創作的活動等の機会を設ける。また、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化に向けた調整や障がいに対する理解促進を図るための普及啓発事業を行う。
活動の対象	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者、または発達障がい者
実施方式	委託
実施場所	地域活動支援センターあすなろ

#### エ 地域子育て支援拠点事業【こども】

担当課	保健福祉課（こども家庭センター係・保健予防係）
事業内容	<p>乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報の提供・助言その他の援助を行う。</p> <p>1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進</p>

	2 子育て等に関する相談、援助の実施 3 地域の子育て関連情報の提供 4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施 5 その他子育て支援に資する事業の実施
活動の対象	小学校就学前の児童及び保護者
実施方式	直営
実施場所	子育て支援センターおひさま

#### 才 生活困窮者支援等のための地域づくり事業【生活困窮】

担当課	教育委員会事務局（地域共生係）
事業内容	地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを通じて、共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図る。
活動の対象	地域住民
実施方式	委託
実施場所	町内全域

#### （4）アウトリーチ事業（第4号）

主にひきこもりなどにより、支援につながることに拒否的な人や、必要な支援が届いていない人に支援を届け、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、必要な支援を届けます。信頼関係の形成が図られ、支援同意が得られた場合は多機関協働事業に移行します。

担当課	保健福祉課（福祉係・保健予防係） 教育委員会事務局（地域共生係）
事業内容	<b>【福祉係】</b> 1 潜在的な相談者を見つける 2 民生児童委員などの地域住民から寄せられた引きこもりなどの情報整理・訪問 3 スクールソーシャルワーカーとの連携による不登校の児童・生徒の把握・学習できる場や環境づくり 4 ひきこもりなど既存の福祉制度外で支援が必要な人のリスト作成・更新

	<p>5 不登校・ひきこもり支援団体への相談・支援・助言を行う 【保健予防係】</p> <p>1 ひきこもりで悩む者やその家族に対して専門知識を有する者が相談助言を行う</p> <p>2 ひきこもりの方への訪問・リスト作成・更新</p> <p>3 ひきこもりの方の家族会の定期開催 【地域共生係】</p> <p>1 居場所づくり事業</p> <p>2 ひきこもりで悩む者やその家族に対して交流する居場所を設ける事業を行う</p>
活動の対象	ひきこもりの本人やその家族
実施方式	直営・委託
実施場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内全域</li> <li>・ハナブサハウス</li> <li>・Hug（フリースクール）こども食堂</li> </ul>

#### (5) 多機関協働事業（第5号）

関係者の連携を円滑に行うなど、既存の相談支援機関をサポートし、本町における包括的相談支援体制を構築するものです。単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援機関の役割分担や支援の方向性の検討を行います。また、重層的支援会議や支援会議も活用しながら、相談支援・参加支援・地域づくりに向けて一体的に支援を行うよう、働きかけを行います

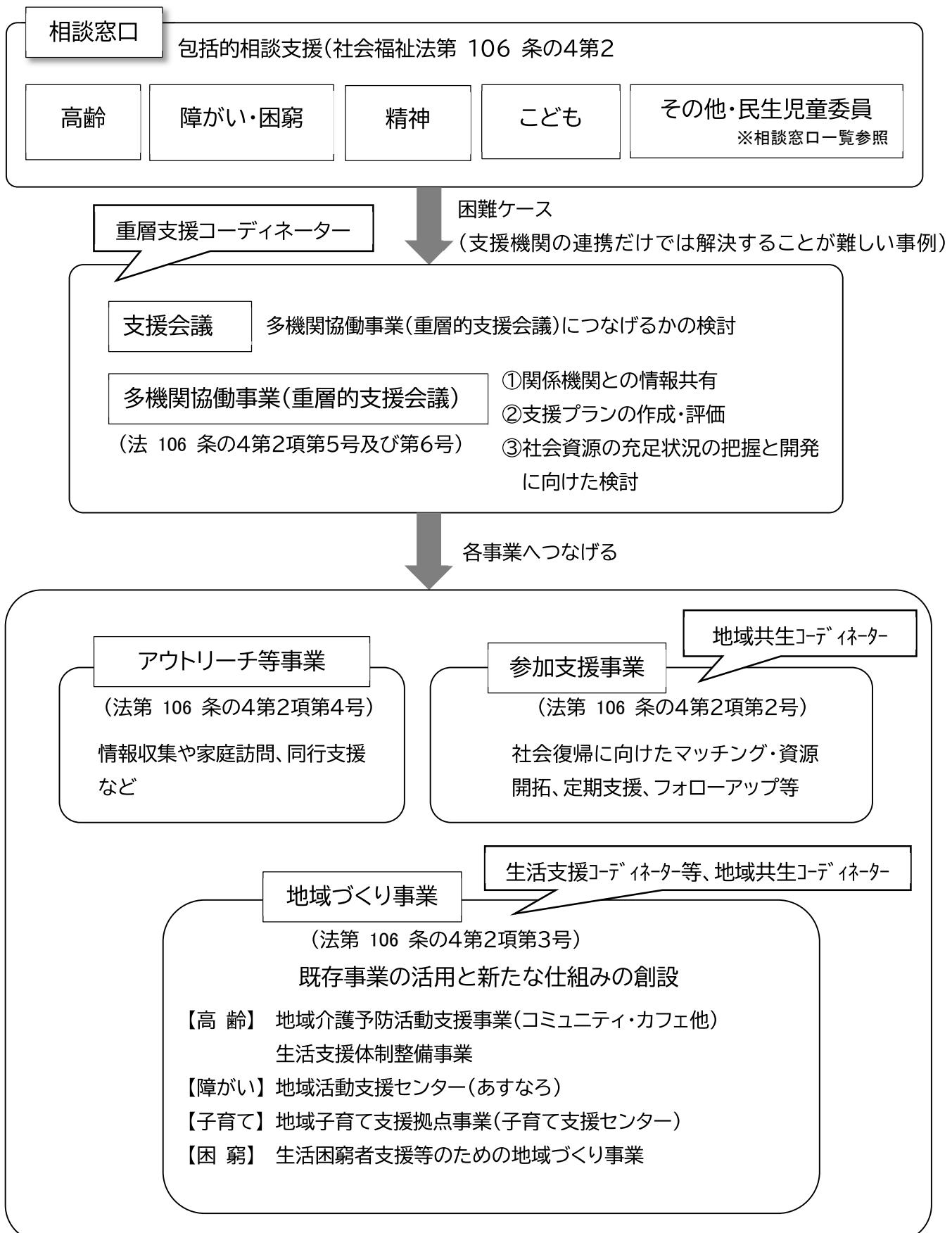
担当課	保健福祉課（福祉係）
事業内容	<p>高齢や障がい、こどもや生活困窮といった分野別の相談支援体制の適切な役割分担を図り、地域全体の包括的な支援体制を構築する。</p> <p>1 相談受付</p> <p>2 世帯全体のアセスメント</p> <p>3 支援プランの作成</p> <p>4 支援会議・重層的支援会議の開催</p> <p>5 支援状況の進捗管理</p> <p>6 支援の評価</p>
実施方式	直営
実施場所	町内全域

## 7. 重層的支援体制整備事業の推進体制

### (1) 重層的支援体制整備事業の支援フロー

- ア、各相談窓口などが受けとめた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事案は、多機関協働事業者である重層支援コーディネーターにつなぎ、必要に応じて支援会議で関係者間の情報共有を図る。
- イ、本人同意を得るのが困難である事案の場合、支援会議を開催し、プラン（本人同意なし）を作成し、関係者間の合意形成を図る。
- ウ、課題整理の結果、重層支援コーディネーターは、相談支援事業所や行政等と連携し、各支援機関間の役割分担や支援の方向性を定めた「支援プラン」を作成し、重層的支援会議に諮り、関係者間の合意形成を図る。
- エ、重層的支援会議または支援会議を通じて、支援関係機関間で支援の方向性に係る合意形成を図り、支援に向けた円滑なネットワークをつくる。
- オ、重層支援コーディネーターは多機関協働事業を中心に、参加支援事業及びアウトリーチ等事業を一体的に実施する。

# 松川町 重層的支援体制整備事業 支援フロー



町内相談窓口一覧

役場保健福祉課	松川町元大島 3823	電話番号
高齢	地域包括支援センター（包括支援係）	36-6800
	高齢者係	36-7022
障がい・生活困窮	福祉係	36-7022
精神	保健予防係	36-7034
こども	こども家庭センター係	36-7034
その他		
社会福祉協議会	松川町元大島 2930-12	36-3778
下伊那赤十字病院	松川町元大島 3159-1	36-2255
地域活動支援センターあすなろ	松川町元大島 2930-1	49-0152
ハナブサハウス	松川町元大島 3277-27 城北教職員住宅 22 号	090-4132-9946
松川中学校	松川町元大島 3293	36-2073
松川中央小学校	松川町元大島 3732-9	36-2110
松川北小学校	松川町上片桐 2930	37-2004
上片桐保育園	松川町上片桐 2197	37-2201
大島保育園	松川町大島 1722	36-4592
双葉保育園	松川町元大島 1664-5	36-4391
名子中央保育園	松川町元大島 3771	36-4734
福与保育園	松川町生田 589-3	36-2510
子育て支援センターおひさま	松川町上片桐 1077	37-3303
上片桐児童館	松川町上片桐 2250	37-2288
名子児童館	松川町元大島 3589-1	36-6162

## (2) 支援会議と重層的支援会議

重層的支援体制整備事業を効果的に実施するためには、多職種による連携や多機関の協働が重要です。支援会議および重層的支援会議を開催するにあたり、守秘義務に十分配慮しつつ、より良い支援につなげるための円滑な支援ネットワークづくりを行います。

支援会議は、会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が安心して潜在的な課題を抱える人やその世帯に関する情報の共有等を行うことが可能となります。地域において支援関係機関等がそれぞれ把握しているながらも支援が届いていない個々のケースの情報の共有や地域における必要な支援体制の検討を円滑にするために実施します。

また、重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、支援関係機関との情報共有に係る本人同意を得たケースに関して、当該ケースのプランの共有や適切性を協議するものとして実施します。

	支援会議	重層的支援会議
主催者	多機関協働事業者、包括的相談支援事業者 またはアウトリーチ等を通じた継続的支援事者	多機関協働事業者
扱う事案	<ul style="list-style-type: none"><li>・既存の支援機関間の連携では対応できない事案</li><li>・複雑化・複合化した解きほぐしが必要な事案</li><li>・チーム作りの必要な事案</li></ul>	
会議の役割	<ul style="list-style-type: none"><li>・気になる事案の情報提供</li><li>・情報共有</li><li>・見守りと支援方針の理解</li><li>・緊急性がある事案への対応</li><li>・チーム作り</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・プランの適切性の協議</li><li>・プラン終結時等の評価</li><li>・地域資源の充足状況の把握と開発に向けた検討</li><li>・支援機関間の連携強化のための協議</li></ul>
個人情報の共有に関する本人同意	なし（構成員に守秘義務を課す）	あり
作成するプラン	プランは作成しない ※必要に応じ作成することも	支援プラン
構成員	原則、①多機関協働事業者、②包括的相談支援事業者、③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、④参加支援事業者 ※事案の内容に応じて、行政関係部署職員、民生児童委員、生活支援コーディネーター、地域共生コーディネーター、スクールカウンセラーなどの参加を依頼する。	
開催頻度	随時開催	おおむね3月毎 ※モニタリング時期との兼ね合いや進行事案がない等の場合は開催しない。